

(仮称)株式会社フジ上林店 (No.1329)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 28 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 6 年 11 月 5 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)株式会社フジ上林店
高松市林町字中林 451 番地 1 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から提出があった意見の概要
(意見の内容)
 - ・店舗周辺の県道・市道において、通学通勤時の交通安全対策を特にお願いしたい。
(看板による注意喚起、繁忙期の誘導員等の配置、営業開始時刻を午前 9 時以降に。)
 - ・早朝・夜間における物資搬出入作業の騒音軽減をお願いしたい。(理由)
 - ・店舗周辺の県道・市道は午前 8 時半頃まで小中高生の通学が多い上、特に東側県道は通勤車両が多く、長い車列ができ、東西からの流入がしにくいため。
 - ・早朝・夜間の騒音は近隣住民（特に高齢者、子ども、病人）にとって生活面や健康面で悪影響になる恐れがあるため。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 7 年 3 月 28 日から令和 7 年 4 月 28 日まで